

各種手当の申請はお済みですか

◎児童手当

小学校第3学年修了前の児童を養育している方は、児童手当が受けられます。

ただし、所得制限があります。

支給対象

1人目の子どもから

支給期間

9歳到達後、最初の3月31日まで

支給金額

1・2人目月額 5,000円

3人目から月額 10,000円

★児童手当の所得制限限度額は右表のとおりです。

5月中に申請してください。また、以前申請して却下になった方は再度申請してください。手続きをしないと手当は受けられません。

公務員の方は勤務先へお問い合わせください。

申請・問合せ先 市民生活課 国民年金担当

児童手当所得制限限度額

表

(単位：万円)

扶養親族等の数	厚生年金及び 国民年金の場合	厚生年金の場合
0人	301.0	460.0
1人	339.0	498.0
2人	377.0	536.0
3人	415.0	574.0
4人	453.0	612.0
5人	491.0	650.0

※老人扶養親族等がある方については、上記の額に1人につき6万円を加算する。

※扶養親族等が6人以上の場合の限度額は1人につき38万円加算する。

※扶養親族等の数は、所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の数をいう。

◎児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない母または、母に代わる養育者に対して、児童扶養手当が支給されます。

支給条件

○父母が婚姻を解消した ○父が死亡した ○父が一定の障害状態にある ○父の生死が明らかでない

○父から引き続き一年以上遺棄されている ○父が一年以上拘禁されている ○未婚の母の子 ○棄児

ただし、公的年金(老齢福祉年金を除く。)を受けることが出来るときなど、手当が支給されないこともありますのでご注意ください。

所得制限

この手当は、所得制限があり受給者などの所得状況により、全額支給・一部支給停止または全額支給停止に区分されています。

◎特別児童扶養手当

在宅の心身障害児(20歳未満)で、次の障害程度を有する児童を養育している方は、特別児童扶養手当が受けられます。

支給要件

手当は、障害程度により1・2級に分かれます。

1級該当 身体障害者手帳1・2級・療育手帳A程度

2級該当 身体障害者手帳3・4級・療育手帳B—1程度

所得制限 この手当は、所得制限があります。

◎特別障害者手当など

○障害児福祉手当

身体または知的・精神が重度で永続する障害があるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方で、特別児童扶養手当1級程度の障害と認められている方に支給されます。

○特別障害者手当

身体または知的・精神が重度で永続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方で、国民年金法の1級程度の障害が重複されていると認められる方に支給されます。

所得制限 この手当は、所得制限があります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当など

申請・問合せ先 いきいきプラザ都留内 市福祉事務所 社会福祉担当 ☎(46)5112 内線112